

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可の申請について

平成20年7月11日
北陸電力株式会社

本日、「志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定（以下、「保安規定」）¹」の変更認可を経済産業大臣に申請しましたので、お知らせいたします。

これは、新潟県中越沖地震で発生した柏崎刈羽原子力発電所内の変圧器火災を踏まえ、発電所における初期消火活動のための体制の整備を図ることを規定した「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(実用炉則)²」の改正（平成20年6月20日）を受けて、志賀原子力発電所の保安規定の内容を変更するものです。

変更の主な内容は、以下の通りです。

- 1．消防機関への専用回線電話の設置
- 2．初期消火活動を行うための要員の配置
- 3．化学消防自動車、泡消火薬剤の配備

これらの初期消火活動のための体制の整備については、既に自主的に実施しているところですが、今回実用炉則改正を受けて、保安規定に基づく活動として新たに規定するものです。

以 上

- 1 保安規定：原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。
- 2 実用炉則：原子炉等規制法などの法律、施行令に基づき、原子炉の設置、運転等に関して経済産業省が定めた規則。